令和3年 第9回美里町農業委員会総会会議録

1. 開 催 期 日 令和3年9月27日

2. 開 催 場 所 美里町役場201会議室

3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長

4. 閉会時刻及び宣言者 午後 4時10分 会長代理

5. 議 長 会長 根岸 茂登雄

6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏 名	出欠席
1	関根 尚子	出席	東児玉1	井上 彰	出席
2	塚田 あつ子	"	<i>"</i> 2	井上 進	"
3	深田 敏男	欠席	<i>"</i> 3	岡部 順一	"
4	長谷川 雄二	出席	<i>"</i> 4	萩原 良三	11
5	飯野 泰司	欠席	松久 1	小暮 義昭	11
6	中沢 秀樹	出席	<i>"</i> 2	田端 益隆	11
7	中島 勝	"	<i>"</i> 3	德世 久美子	11
8	坂本 典穗	"	<i>"</i> 4	播摩 卓也	"
9	中沢 健太郎	"	大沢 1	阿武 富士子	欠席
1 0	根岸 茂登雄	出席	<i>"</i> 2	栗原 裕	出席
1 1	中嶋 敬子	"	<i>"</i> 3	根岸 上	11

 農業委員会委員
 出席:9名
 欠席:2名
 計:11名

 農地利用最適化推進委員
 出席:10名
 欠席:1名
 計:11名

7. 会議参与者 なし

8. 事務局職員出席者 丸山 保 堀内 匠 上田 禎礎

9. 会議進行状況

会 長

皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員9人、農地利用最適化推進委員10人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第9回会議を開きます。

会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に4番委員並びに6番委員を 指名いたします。

会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に 入ります。

議長

第1号議案 農地法第3条を議題といたます。3条の番号 $1\sim$ 番号7について、事務局より説明をお願いします。

事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による議案書です。

3ページ番号 1 から 5ページ番号 7 までは、すべて受人が同じで、内容も同じであることから、まとめて説明させていただきます。

3 ページ番号1 受人 ○○○市大字○○△△△番地△△ ○○ ○○ 渡人
○○○県○○市○○○△丁目△番△△-△△△号 ○○ ○○○県○○市○
○△△△番地 ○○ ○○ ○○の町大字○○○△△△番地△△ ○○ ○○
○市○○△-△-△△ ○○ ○○○○市○○町△△番地△△ ○○
○

○ ○○○県○○市○○△-△-△ ○○ ○○ 以上共有者6名 土地の所在 大字○○字○○△△△番△ 地目 畑 面積329 ㎡、権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地0㎡ 借受地5,460㎡ 貸付地0㎡ 取得状況 平成7年2月14日 相続 不耕作 無 家族数4 従農数3 経態 専業 位置 農用地区域 自宅から30キロ 取得前 畑 取得後 畑。

続きまして 3 ページ番号 2 受人 \bigcirc \bigcirc 0 \bigcirc 渡人 \bigcirc ○○県 \bigcirc ○市 \bigcirc ○△△ 番地 \bigcirc 0 \bigcirc 土地の所在 大字 \bigcirc ○字 \bigcirc ○△△△番△ 地目 畑 面積 546 ㎡ 位置 農用地区域外 以下は番号 1 の内容と同じになりますので省略させていただきます。

続きまして 4 ページ番号 3 受人 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 渡人 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 市 $\bigcirc\bigcirc$ 町 $\triangle\triangle$ 番地 \triangle \triangle \triangle \triangle \triangle $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ \bigcirc 土地の所在 大字 $\bigcirc\bigcirc$ 字 $\bigcirc\bigcirc$ \triangle \triangle 本 地目 畑 面 積 546 ㎡ 位置 農用地区域外 以下は番号 1 の内容と同じになりますので省略 させていただきます。

続きまして 4 ページ番号 4 受人 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 渡人 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 渡人 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 市 $\bigcirc\bigcirc\triangle^-\triangle^-\triangle$ \triangle $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 土地の所在 大字 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle\triangle$ 番 \triangle 地目 畑 面積 546 ㎡ 位置 農用地区域外 以下は番号 1 の内容と同じになりますので省略させていただきます。

続きまして、4 ページ番号 5 受人 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 渡人 $\bigcirc\bigcirc$ で 那 $\bigcirc\bigcirc$ の町大字 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ $\triangle\triangle$ 番地 $\triangle\triangle$ $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 土地の所在 大字 $\bigcirc\bigcirc$ 字 $\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle$ 本 地目 畑 面積 546 ㎡ 位置 農用地区域外 以下は番号 1 の内容と同じになりますので省略させていただきます。

続きまして、5 ページ番号 6 受人 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 渡人 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 順人 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 市 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ \bigcirc \triangle \triangle \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 土地の所在 大字 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 地目 畑 面積 546 m^2 位置 農用地区域外 以下は番号 1 の内容と同じになりますので省略させていただきます。

続きまして、5ページ番号7 受人 \bigcirc \bigcirc \bigcirc 渡人 \bigcirc 市 \bigcirc \bigcirc \triangle \bigcirc \bigcirc \bigcirc 土地の所在 大字 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \triangle \triangle 本 地目 畑 面積 546 ㎡ 位置 農用地区域外 以下は番号1の内容と同じになりますので省略させていただきます。

6 ページをご覧ください。左側が位置図、右側が公図の写しとなっております。

申請地は、大字〇〇字〇〇地内の農地で、現在は、受人が申請地すべてを一体して借り受けてブルーベリーを栽培し観光農園を行っております。受人の年齢は現在65歳の専業農家であり、主にブルーベリーを生産されております。従農日数は年間270日と許可要件は満たしていると思われます。

受人と渡人は、親族同士になります。受人は父と一緒に申請地でブルーベリーを栽培しておりました。その先代の父が亡くなり、受人が事業を継承し申請地をそれぞれの渡人から借りて耕作していましたが、親族同士で話し合った結果、渡人は相続で譲り受けたが耕作できないため、受人は申請地を所有権移転して、作業の効率化、経営の安定化を図りたいとのことで、話がまとまり申請に至ったようです。

48ページをご覧ください。

- 3条審議に関係することなので事前に報告いたします。
- 2アールの未満の農業用施設の届出がございます。

次ページをご覧ください。

3条の受人よりブルーベリー農園への来客用に必要な施設として、プレハブ 2 棟、東屋、簡易トイレの 4 棟、約50㎡の工作物になります。

詳細は次ページをご覧ください。

いずれも、先代の時代から設置してあるものとのことでございます。

今回、農地取得にあたり農地法の届出が必要であることを知り、提出したとのことです。

以上第1号報告事項でございます。ご審議お願いいたします。

議長

3条の番号1から番号7までを審議いたします。9番委員より補足説明をお願いします。

9番委員

申請人から連絡があり、現地を確認いたしました。申請人ともお会いしましてお話しを聞いたところ特に問題ないと思いますので、ご審議をよろしくお願いします。

議長

次に、推進委員松久4番より意見がありましたらお願いします。

推進委員 松久4番

先日、現地を確認しました。特に問題ないと思います。ご審議をよろしくお願いします。

議長

次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いします。松久1番

推進委員	受人の借受面積が 5,460 ㎡ありますが、いずれもブルーベリーを栽培しているので
松久1番	すか。また、場所を教えてください。
議長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	│ │ 受人は 5,460 ㎡借り受けておりますが、申請地の他に 5 筆借り受けており、いず
	れもブルーベリーを栽培していると伺っております。
	場所は、申請地付近に4筆と大字○○に1筆借り受けております。
議長	その他推進委員の方で意見はありますか。松久2番
推進委員 松久2番	受人の住所は○○市ですが、そこから通うとのことでしょうか。
議長	事務局より説明お願いいたします。
事務局	○○市から通うと聞いております。受人は申請地を以前より借り受けておりまして、年間 270 日きて耕作、管理をされているとのことです。
議長	他に推進委員の方で意見はありますか。意見がないようですから、次に移ります。
議長	次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。6番委員
6番委員	申請地では、先代の時から、現在の受人と一緒に栽培しております。先代が亡くな り相続で分散した農地だと思われますので、問題はないと思います。

議長 他に質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思います。3条の 番号1から番号7までについて、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員举手)

賛成全員につき、許可と決定します。

3条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。

事務局長

農地法第3条の番号1から番号7の案件につきましては許可と議決されました。

議長

第2号議案 農地法第5条について議題といたします。5条の番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局

8ページをご覧ください。

2件とも一時転用申請となります。一時転用とは仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するため農地を農地以外のものにしようとする場合において、その利用後に元の状態に戻ることが確実であるかどうかが許可基準となります。

次ページをご覧ください。大字○○字○○地内の農地になります。

次ページをご覧ください。公図と配置図になります。

隣接の○○市○○町で計画している変電施設への送電のため申請地に鉄塔をたてるあたり、文化財試掘調査を行うものです。

文化財調査自体は美里町の文化財担当にて行うものですが、試掘にあたり農地法の許可をとるように言われたとのことです。

調査は1週間位で完了。試掘調査結果で本掘になる可能性があるため調査期間を長くとっている。バックホウにて、幅 1.4m位で全体調査、掘削調査は $20\ c\ m\sim 1\ m$ 位掘るとのことです。

調査完了後は工事前の状態に原状回復するとのことです。

8ページにお戻りください。ご審議お願いします。

5条の番号1を審議いたします。松久1番より意見がありましたらお願いします。

推進委員 松久1番

特に意見はありませんが、埋蔵文化財が出たということがなぜわかったのか教えていただきたい。

議長

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

今回の申請は、文化財が出たわけではなく、文化財調査の担当の方で、ここの場所は試掘調査が必要という図面があり、該当する土地であれば試掘調査をお願いしています。

試掘調査結果で、何か出てくれば本掘調査を行うことになります。

議長

その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いします。意見がないようですから、次に移ります。

次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。

質問がないようですから、採決したいと思います。5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、許可相当と決定します。

議長

続きまして、5条の番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局

番号2 受人大字 \bigcirc \triangle \triangle 番地 \bigcirc \bigcirc \bigcirc 株式会社 代表取締役 \bigcirc \bigcirc \bigcirc 渡人 \bigcirc \bigcirc 市 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 土地の所在 大字 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \triangle \triangle 番地 畑 1筆 829 $\mathbf{m}^{\mathbf{m}}$ 転用目的 一時転用 資材置場 権利内容 賃貸 借権 許可日から令和4年6月30日までとのことです。

申請内容 建設業 公共工事に伴う仮資材・重機置場 平成14年3月20日 土地 改良法による換地処分 仮登記 抵当権 無 位置 第1種農地 農用地(青地)宅 地から56mです。

11ページをご覧ください。

大字○○字○○○地内の農地になります。

次ページをご覧ください。

公図と配置図になります。

申請地から北西に 125mの箇所で行う、町道 2 0 6 3 号線 道路改良工事の請負業者である〇〇〇建設が工事期間中に資材・重機を置き、工事完了後は原状回復するとのことです。

8ページにお戻りください。ご審議お願いします。

議長

5条の規定による番号2を審議いたします。6番委員より補足説明をお願いしま す。

6番委員

○○○○○は○の○○地区にある会社ですが、かなり誠実な仕事をする会社でございます。工事現場から 125m の場所で一時転用の申請ですので特に問題ないと思います。ご審議をよろしくお願いします。

議長

次に、推進委員大沢2番より意見がありましたらお願いします。

推進委員 大沢2番

先日、現地確認させていただきました。いつでも資材置き場として使える状態になっていました。○○○○○につきまして補足説明させていただくと営業年数は32年、昨年の売上高は○○○○万円、経常利益は○○○○万円となっておりまして、この数字を見ると間違いなく工事を行い現状の状態に復帰できると思われますので、ご審議お願いいたします。

議長

次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いします。松久1番

推進委員 松久1番

地目畑になっておりますが、現地を見ると砂や砂利が多く耕作してあるようには見 えないのですが、いずれは指導しなくてはいけないのかなと思います。

事務局より説明をお願いします。

事務局

○○推進委員のおっしゃるとおり、これは受人の○○○○が行ったものではないのですが、おそらく所有者が盛土をしてその状態になっております。そこについては所有者に指導しなければと思います。

議長

その他推進委員の方から意見はありますか。意見がないようですから、次に移ります。

次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。 1番委員。

1番委員

現地を見たところ、畑には見えませんでした。先にやるべきことは農地転用の許可ではなく、地目変更ではないのでしょうか。

議長

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

地目変更というよりも青地の畑ですので、地目変更が基本的にできないところなので、畑の状態に戻してくださいというのが正しい指導なのかなと思います。

事務局の方からも所有者には伝え、指導しなければと思います。

1番委員

青地なので雑種地にはできないということでよろしいですね。それでも一時転用は できるのですか。

議長

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

農地転用の許可基準の中で、受人が違反していれば許可にはならないですが、今回 の盛土の件については、受人とは直接は関係がないのでご審議していただいていると ころでございます。

その他農業委員から質問はありますか。4番委員

4番委員

議案書に宅地から 56m とありますが、これは誰の宅地ですか。

議長

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

付近状況図を見ていただくと〇〇と書いてあります。その方はこの申請には関係ない方ですが、申請地は宅地からどのくらいの距離にあるか参考に記載させていただいております。

議長

他に農業委員の方で質問はありますか。

質問がないようですから、採決したいと思います。5条の番号2について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、許可相当と決定します。

5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。

事務局長

農地法第5条の番号1、番号2の案件につきましては許可相当と議決されました。

議長

第3号議案 営農型太陽光発電関連の農地法第3条、5条の規定による許可申請案件について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

営農型太陽光発電関連の申請になります。

営農型太陽光発電は太陽光パネルの下の農地で農業を続け、地域の農業の持続的な 発展を図ることや、荒廃農地が増加する中で、荒廃農地の再生を期待するものです。 この制度を活用するには、農地に太陽光パネルを設置するために支柱部分を農地転用する必要があります。そして、この支柱部分の農地転用期間は3年間と定められており、発電を継続するのであれば3年ごとに許可を取る必要があります。そして、問題がなければ発電認定を受けてから20年間発電での収入が得られるものです。

別紙でお配りしたA4横のイラストをご覧ください。

美里町で行っている営農型太陽光発電施設は、イラストにある「一般社団法人○○ ○○○○○」が関わっており、美里事務所は○○にございます。

美里町の営農型発電施設は平成 26 年 11 月、県内で初めて大字〇〇地内の 3 筆、2600 ㎡で通称第 1 期分として農地法の許可となりました。その後、これまで 7 期までの申請があり、現在 159 筆、20 万㎡(20 ha = 20 町)の農地で 136 基の発電施設(9, 163 kw)が建てられ、運用されております。

それでは14ページをご覧ください。

これから説明させていただきます営農型太陽光発電関連は14ページの3条と15ページの5条がかかわりあっております。そして、今回の申請は許可となれば、今後、通称8期分と呼ばせていだきます。

番号1 借人 ○○県○○市○○町△△△番地 学校法人○○○ 理事長○○ ○○ お配りしたA4横のイラストで言うところの上の真ん中にある事業者となり、 発電を行い東京電力に電気を売り収入を得ることになります。太陽光パネルを設置す るために農地所有者から農地上空の地上権と太陽光パネルを設置する柱部分を農地 転用します。

農地の上空に太陽光パネルを設置するため、14ページ中ほどにある権利内容で3条の地上権、そして、15ページをご覧ください、パネルを設置する台の柱部分の面積、中ほどの面積とある箇所の4.278㎡を農地法5条による一時転用、そして、14ページにお戻りください。番号2がA4横のイラストで言うところの営農事業「農業生産法人〇〇〇〇〇」が太陽光パネルの下の部分の農地を土地所有者から借り、榊を栽培するとのことでございます。

よって14ページ番号1、2、15ページ番号1は同じ箇所とお考えください。 それでは場所について説明させていただきます。

16ページをご覧ください。

番号1 貸人住所 ○○△△△番地 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○字○○○△ △△番△ 地目 田 面積 2,332 ㎡ 転用面積 0.4379 ㎡ (柱の面積) 発電出力 49.5 k w パネル出力 97.9 k w 榊植栽本数 234本 取得状況 平成 20年 5月15日 仮登記・抵当権 無 位置 第1種農地 農用地区域外 宅地から20 m

17ページをご覧ください。

赤い部分の①で次ページをご覧ください。こちらが詳細図とパネル配置図となります。

16ページにお戻りください。

続きまして番号2の場所を説明させていただきます。

続きまして番号3の場所を説明させていただきます。

番号3 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 土地の所在 大字 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle\triangle\triangle$ 番 畑 17ページをご覧ください。赤い部分の3で20ページが詳細図となります。

続きまして番号4の場所を説明させていただきます。

番号4 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 土地の所在 大字 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle\triangle$ 番 \triangle 田 17ページ をご覧ください。赤い部分の $\bigcirc\bigcirc$ で21ページが詳細図となります。

続きまして番号5の場所を説明させていただきます。

番号5 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 土地の所在 大字 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle\triangle\triangle$ 番 畑 17ページをご覧ください。赤い部分の \bigcirc で22ページが詳細図となります。

続きまして番号6の場所を説明させていただきます。

番号6 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 土地の所在 大字 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle\triangle$ 番 \triangle 畑 17ページをご覧ください。赤い部分の \bigcirc で23ページが詳細図となります。

続きまして番号7の場所を説明させていただきます。

続きまして番号8の場所を説明させていただきます。

番号8 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 土地の所在 大字 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle\triangle$ 番 畑 17ページをご覧ください。赤い部分の \bigcirc で25ページが詳細図となります。

続きまして番号9の場所を説明させていただきます。

番号9 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 土地の所在 大字 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle\triangle$ 番 \triangle 畑 17ページをご覧ください。赤い部分の \bigcirc で26ページが詳細図となります。

続きまして番号10の場所を説明させていただきます。

番号10 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ \bigcirc 土地の所在 大字 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\triangle\triangle\triangle$ 番 畑 17ページを ご覧ください。赤い部分の \bigcirc で27ページが詳細図となります。

いずれの場所も太陽光パネルの下は榊の営農に支障がないように2mの空間を空けるとのことです。

以上が発電箇所の説明となります。

各許可の審査いただく内容を説明させていただきます。

まず、14ページ農地法3条の番号1の地上権につきましては、営農を行うものから同意を得ているかどうかが審査基準となりますが、下部農地で営農を行う〇〇〇〇つから同意を得ているとのことです。

次に、3条の番号2の使用貸借権につきましては、農業生産法人〇〇〇〇〇が榊を植えるために農地を無償で借りるとのことです。これについては、万葉ファームがすべての農地を耕作している等が判断基準となりますが、通称第1期から万葉ファームが借りている農地は榊が植えられており、荒廃している農地等は見受けられませんでした。

次に、15ページの5条営農型太陽光発電施設設置のための一時転用許可について

でございます。

営農型太陽光発電の5条の一時転用許可には「パネル下の農地における営農の適切な継続」が必要です。仮に許可となっても、3年後の更新の際、認められない場合、最悪なケースとしては更新の許可が下りず、発電事業の継続ができなくなります。太陽光発電施設は20年間と大変長い期間事業が継続されるため、20年間問題なく営農が継続されるかを確認する必要があります。

5条の許可につきましては許可権者が埼玉県となっておりますが、決定の前に、農業 委員会の意見を聞くこととなっております。

事務局としては農地転用許可の判断が難しいものについて、総会にかけるまえに事前に埼玉県に協議を行い、許可の見込みがあるかなどを確認しています。

営農型太陽光発電の許可については申請書類や審査基準が大変複雑であり、事前に相談があったものは県に相談をさせていただいております。そして、今回の申請についても相談させていただき、許可の見込みがあるとの話を聞いております。

なお、営農型太陽光発電事業実施には3つの許可が必要となります。このため、各許可の審査項目はご説明のとおり異なりますが、それぞれ審議いただき、ひとつでも不許可がある場合、その他の許可書も発行いたしません。

14ページにお戻りください。まず3条のご審議をしていただき、その後、15ページの5条審議をお願いします。

議長

営農型太陽光発電関連の農地法第3条、5条の規定による許可申請案件についてについて審議いたします。

推進委員の方で、意見のある方はいますか。松久1番

推進委員 松久1番

将来、太陽光パネルが増えると予想されます。今の太陽光の場所だと草が生い茂った農地や雑木林になっている農地がほとんどですが、そこに榊など植えたときに、雨が降った量が同じでも一気に水が流れるのではないかと想像しております。今は排水対策が必要でなくてもいずれは必要になってくるのではと思いますが、何か排水対策はしているのでしょうか。

議長

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

農地法の中で、周辺農地に影響がないことという要件があり、排水で周辺農地に影響があれば、対策を行うように指導できると思います。今のところ周辺農地に排水の関係で影響があるというのはないので、そこまでは言えないのではと思います。

推進委員 松久1番 私が心配しているのは、草や木が生い茂った農地に、太陽光パネルを設置すると保水力が落ち、水が一気に流れてしまうのではないかということです。5年後や10年後にそういった問題が出てくる前になにか対策をした方がいいと私は思います。

議長

他に推進委員の方で意見はありますか。大沢2番。

推進委員 大沢2番

学校法人が収益事業を行うには、要件があるみたいで、私が調べたところによると 販売業、製造業その他政令で定められた事業でなといけないようですが、発電事業は 政令で定められた事業なのでしょうか。

議長

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

大沢2番推進委員のおっしゃる通り収益事業を行う場合には、認可が必要だそうです。学校法人〇〇〇〇は営農型太陽光を申請するにあたって、栃木県が住所なので栃木県の方に収益事業を行うということを事前に協議して認可が出ております。その認可証を添付資料として提出されております。埼玉県との事前協議の中でも、栃木県から認可が出ていればということで、確認したところ令和2年9月30日に許可が出ているようです。

推進委員 大沢2番

栃木県で認可が出ているみたいですがそれが埼玉県でも活かされるのでしょうか。

議長

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

学校法人の住所が栃木県なので栃木県の認可が必要なようですが、住所が埼玉県であれば埼玉県の認可が必要なようです。

推進委員 大沢2番

また、政令で定められる事業の他に、事業が継続して行われること、事業所を設けて行われること、というのが条件になっているようですが、その要件は、確認はしているのでしょうか。事業所は美里町周辺に設けて行うのでしょうか。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

申請書類の中で認可が出ているというのが分かるので、申請は問題ないということで受け付けておりましたので、認可の内容までは確認しておりません。

推進委員 大沢2番

先ほど言った3つの要件は確認をしていただきたいと思います。

議長

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

政令で定められる事業の要件を満たしているので、認可証が出ていると認識しています。 細かな内容までは確認はしておりません。

推進委員 大沢2番

その細かな内容を確認してから農業委員会にかけた方がいいのではないでしょうか。

議長

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

確認が必要ということであれば、お願いの範囲ではありますが確認はします。ただ 内容までは答えてもらえるかどうかわかりません。

その他推進委員の方で意見はありますか。推進委員松久1番。

推進委員 松久1番 この議案に限らず、上が認可を出した内容までを細かく確認していたら事務が滞ってしまうのではないでしょうか。また、その認可の内容について確認するのは認可を出すところなので、そこから許可が出ているので内容までは確認しなくてもいいと私は思います。

推進委員 大沢2番

私は、細かく確認してから農業委員会にかけたほうがいいと思います。別件ですが、 以前農業委員会で診療所が建つといって許可したところに住宅が建っているという 事例があるのだから、農業委員会の範疇ではないかもしれないけど細かく確認した方がいいのではと思います。

推進委員

県からの認可証が出ているのであれば、私は確認はいらないと思います。

松久1番

以前の許可したものと違うものが建ってしまった件ですが、なぜそういったことが 起きてしまったのか原因を検証してから、どういった対策をするか決めたらいいと思 います。それと今回の件は、違うと私は思います。

推進委員 大沢2番

私は、農業委員会の議題なので、別物とは思いません。しっかり確認するべきだと 思います。

議長

事務局は認可の内容について確認をしてください。

事務局

代理人に確認したところ、すぐには確認できないようです。ですので、今回の総会の中では難しいと思います。

議長

今回の確認する内容はすぐ確認できないとのことなので、後日事務局のほうで確認 していただきます。

他に農業委員の方で質問はありますか。1番委員。

1番委員

学校法人○○○○は営農型太陽光の申請は新規ですか。また実績はありますか。

議長

事務局より説明をお願いいします。

事務局

学校法人○○○○は新規でございます。実績はありません。

1番委員

株式会社〇〇〇〇は榊以外に何か栽培しているのですか。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

株式会社〇〇〇〇は、榊のみを栽培しております。

議長

他に農業委員の方で質問はありますか。2番委員

2番委員

美里町は営農型太陽光が多くありますが、私は今後営農型太陽光が増えていくのは 反対です。太陽光パネルの下の土は20年間も日が当たらないと、土の中の微生物は すべて死んでしまいます。そうなると、20年後耕作をしようとしたとき作物は育ち ません。私たちは次の世代に農地を残していかなければいけない立場で、そういった 農地が増えていくのはどうなのかと思います。もっと美里町の将来について考えた方 がいいと思います。

議長

他に農業委員の方で質問はありますか。6番委員。

6番委員

営農型太陽光は農地を守りながら太陽光発電をしていくと思いますが、学校法人○○○が営農型太陽光を行うというのは不自然だと私は思います。

議長

その他農業委員の方で質問はありますか。11番委員

11番委員

学校法人○○○○は栃木県の方で太陽光発電実績はないのですか。

議長

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

学校法人○○○○は新規申請の事業所ですので実績はありません。

議長

他に農業委員の方で質問はありますか。7番委員

7番委員

5条について農業委員会は意見を言うだけで、決定は県だとおもいますが、仮に5 条で不許可相当と意見を出しても県が許可する場合もあるのですか。

議長

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

その可能性はあります。なるべくそうならないように事前に協議を行っているところでございます。

議長

他に農業委員の方で質問はありますか。1番委員

1番委員

株式会社〇〇〇〇は美里町でかなり多くの場所で営農型太陽光で榊を栽培しておりますが、どこまで規模を増やすつもりなのでしょうか。規模拡大して問題はないのでしょうか。

議長

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

榊の生育が悪いとか人が足りないのではという問題点はあるのですが、規模については株式会社ですので人を増やせばということになりますのでそこまでは言えないのではないかと思います。

議長

他に農業委員の方で質問はありますか。7番委員。

7番委員

3条と5条の件で事前協議を県としているとのことですが、許可要件は満たしているということで協議は終わっているのでしょうか。要件を満たしているのであれば、 栃木県が許可を出しているものについて農業委員会が意見を言えるのかどうか教え ていただきたい。

議長

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

事前協議の中で、提出書類は揃っておりまして、県の方もこれであれば許可の見込 みがあると伺っております。

ただ、収益事業の認可の内容までは、県も事務局も細かくは聞いておりませんでした。

仮に、農業委員会が不許可を出しても、最終的な許可を出すのは県になります。

7番委員

もう一度確認ですが、3条の許可要件は満たしているのですか。

議長

事務局より説明をお願いいたします。

事務局

地上権は営農するものの同意が必要で、使用貸借権につきましては農地として使われ、この先も営農できる方であるかどうかというのが判断基準でその基準は満たしていると思われます。

議長

次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。

質問がないようですから、採決したいと思います。営農型太陽光発電関連の農地法第3条の規定による許可申請案件についてについて、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員4名挙手)

賛成4人につき、不許可と決定します。

続きまして、営農型太陽光発電関連の農地法第5条の規定による許可申請案件についてについて、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員1名挙手)

賛成1人につき、不許可相当と決定します。

3、5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。

事務局長

農地法第3条の案件につきましては、不許可、農地法第5条の案件につきましては 不許可相当と議決されました。

議長

第4号議案 農用地利用集積計画(案)による利用権の決定について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

農用地利用集積計画について説明させていただきます。

本議案にて、農用地利用集積計画の決定の可否を審議していただきます。

それでは、議案書29ページを説明させていただきます。

利用権の期間及び種類 令和 3 年から令和 6 年の 3 年・賃貸借 面積 田 17,271 ㎡、畑 6,449 ㎡、計 23,720 ㎡ 貸手 7 借手 3 筆数 21 借賃 一反あたり 3,000 円、米 30 kg~45 kg。

続きまして、利用権の期間及び種類 令和3年から令和6年の3年・使用貸借 面積 畑14,983㎡、計14,983㎡ 貸手9 借手3 筆数16。

続きまして、利用権の期間及び種類 令和 3 年から令和 8 年の 5 年・賃貸借 面積 田 4,386 ㎡、計 4,386 ㎡ 貸手 3 借手 2 筆数 4 借賃 一反あたり 7,500 円 $\sim 10,000$ 円。

続きまして、利用権の期間及び種類 令和 3 年から令和 8 年の 5 年・使用貸借 面積 畑 2,796 ㎡、計 2,796 ㎡ 貸手 1 借手 1 筆数 2。

続きまして、利用権の期間及び種類 令和 3 年から令和 13 年の 10 年・賃貸借 面積 田 3,103 ㎡、計 3,103 ㎡ 貸手 1 借手 1 筆数 2 借賃 米 30 kg。

続きまして、利用権の期間及び種類 令和 3 年から令和 13 年の 10 年・使用貸借 面積 田 41,236 ㎡、畑 110,425 ㎡ 計 151,661 ㎡ 貸手 18 借手 18 筆数 164。

合計面積 田 68,792 ㎡ 畑 131,857 ㎡ 合計 200,649 ㎡のうち再設定は 166,479 ㎡ 貸手 39 借手 28 筆数 209 内再設定 118。

議案書 30 ページ番号 1 から 31 ページ番号 28 までが新規の分、31 ページ番号 29 から 38 ページ番号 209、最後までが再設定の分となっております。

続きまして39ページをご覧ください。

こちらは麦作の利用権設定の申請になります。麦作なので期間は 11 月 \sim 6 月までの期間借地となります。

それでは説明させていただきます。

利用権の期間及び種類 令和 3 年から令和 4 年の 1 年・使用貸借 面積 田 3,946 ㎡、計 3,946 ㎡ 貸手 1 借手 1 筆数 2。

続きまして、利用権の期間及び種類 令和3年から令和6年の3年・使用貸借 面積 田16,898 ㎡、畑2,890 ㎡ 計19,788 ㎡ 貸手9 借手4 筆数14。

続きまして、利用権の期間及び種類 令和 3年から令和 7年の 4年・使用貸借 面積 田 2,744 ㎡、計 2,744 ㎡ 貸手 1 借手 1 筆数 1。

続きまして、利用権の期間及び種類 令和 3年から令和 8年の 5年・使用貸借 面積 田 98,356 ㎡、畑 120,556 ㎡ 計 218,912 ㎡ 貸手 60 借手 23 筆数 149。

続きまして、利用権の期間及び種類 令和3年から令和9年の6年・使用貸借 面積 田18,483 ㎡、畑26,848 ㎡ 計45,331 ㎡ 貸手12 借手1 筆数34。

続きまして、利用権の期間及び種類 令和 3 年から令和 11 年の 8 年・使用貸借 面積 畑 5,995 ㎡ 計 5,995 ㎡ 貸手 1 借手 1 筆数 6。

続きまして、利用権の期間及び種類 令和 3 年から令和 13 年の 10 年・使用貸借 面積 田 50,338 ㎡、畑 22,766 ㎡ 計 73,104 ㎡ 貸手 15 借手 6 筆数 47。

合計面積 田 190,765 ㎡ 畑 179,055 ㎡ 合計 369,820 ㎡のうち再設定は 337,511 ㎡ 貸手 99 借手 37 筆数 253 内再設定 234。

議案書 40 ページ番号 1 から番号 19 までが新規の分、40 ページ番号 20 から 47 ページ番号 253、最後までが再設定の分となっております。

以上、第4号議案になります。ご審議をお願いいたします。

議長 農用地利用集積計画(案)による利用権の決定について審議いたします。

推進委員の方で意見がありますか。意見がないようですので次に移ります。

次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。質問がないようですから、 採決したいと思います。

農用地利用集積計画(案)による利用権の決定について、賛成と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、決定します。

議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせてい ただきます。慎重審議ありがとうございました。閉会を会長代理にお願いいたします。

会長代理 本日も意見がたくさん出て、よい会議になったと思います。次回もよろしくお願いい たします。ありがとうございました。以上をもちまして、第9回の農業委員会総会を 終了します。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年9月27日

議長

署名委員

署名委員